

さいたま市告示第 886 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき公告します。

平成 30 年 6 月 20 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 大宮西口共同ビル

所在地 さいたま市大宮区桜木町二丁目 3 番地 84 外 91 筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 大宮西口共同ビル株式会社

代表者氏名 代表取締役 関根洋征

住所 さいたま市大宮区桜木町二丁目 3 番地 84

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(7) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
店舗地下駐車場（自走式）	310 台
隔地駐車場（自走式）	150 台
計	460 台

(変更後)

位置	収容台数
店舗地下駐車場（自走式）	259 台
隔地駐車場（自走式）	150 台
計	409 台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社丸井	午前 10 時	午後 9 時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社丸井	午前 8 時	午後 9 時

(i) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
店舗地下駐車場（自走式）	午前8時30分～午後11時30分
隔地駐車場（自走式）	午前8時30分～午後11時30分

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
店舗地下駐車場（自走式）	午前7時30分～午後11時30分
隔地駐車場（自走式）	午前9時～午後10時30分

(4) 変更する年月日

ア 平成31年2月14日

イ 平成30年6月30日

(5) 変更する理由

ア 駐車場の安全性・利便性の改善のため

イ 営業計画変更のため

2 届出年月日

平成30年6月13日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成30年6月20日から平成30年10月22日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区大門町3丁目1番

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成30年6月20日から平成30年10月22日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 0 4 8 (8 2 9) 1 3 6 4

FAX 0 4 8 (8 2 9) 1 9 6 6